

## 高取町消防設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、消防設備の整備強化を図るため、消防設備を購入する事業を行う自治会に対し、予算の範囲内で消防設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高取町補助金交付規則（平成14年4月高取町規則第25号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象消防設備及び補助率)

第2条 補助の対象となる消防設備及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に当該消防設備購入に係る見積書を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請書を受理し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式2）により、申請者に対し補助金の交付決定を通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第5条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式3）及び補助金交付請求書（様式4）（以下「実績報告書等」という。）に当該消防設備購入に係る請求書、納品書、領収書を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による実績報告書等を受理したときは速やかに検査を行い、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱に基づく様式（次項において「旧様式」という。）でなされた申出、申請等は、この要綱による改正後の要綱に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

3 この要綱の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。